

介護保険住宅改修を施工される業者さんへ

住宅改修を実施される場合に介護保険給付の適用を受けるときには、介護保険居宅介護（予防）住宅改修事前承認申請書の提出が必要となります。

添付書類を含め、書類に不備がありますと、申請者が介護保険給付の適用を受けられない場合がありますのでご注意ください。

<必要書類>

事前承認申請

- ① 見積書
- ② 見取図（平面図）
 - ・工事箇所のみ図面ではなく、工事対象階全体の平面図を添付してください。
トイレの便座変更や、階段に手すりを設置する場合は、宅内全体の平面図を添付してください。
- ③ 改修前の写真（日付入り）
 - ・工事箇所ごとに、それぞれの箇所全体がわかる写真を添付してください。

支給申請（工事完了後）

- ④改修後の写真（日付入り）
 - ・上記③で撮影された同じ場所からの工事後の写真を添付してください。
- ④ 領収書（原本）
- ⑥請求内訳書

<注意事項>

- ① 見積書 内訳等については工事内容（明細）を「一式」という表示にせず、費用ごとに詳細を記入して下さい。また、見積書など明細書には見取図と合致するよう、工事箇所ごとに通し番号を記載するなどして下さい。
- ② 見取図（平面図） 建物全体の平面図を作成し、改修箇所を表示し、見積書内容と合致するようにして下さい。
- ③・④ 工事写真 施工前後の分かる日付入りの写真を必ず撮影して下さい。黒板や紙に撮影日を記載し撮影したもので構いません。写真についても見積書・見取図と合致するよう通し番号を記載するなどして下さい。
- ⑤ 領収書（原本）宛名・日付を記載し、会社印を押印して下さい。

その他不明な点がございましたら、介護保険係もしくは担当のケアマネージャーにお問合せ下さい。

問合せ先 栗東市長寿福祉課 介護保険係
TEL077-551-0281